

(別紙5) 通し番号1-226

第1 前提事実（各論）

通し番号1-226の文書（文書1775）は、大蔵省理財局が昭和37年12月に作成した日韓請求権処理に関する内部文書であり、日韓間の財産・請求権問題の処理について日本政府の解決策を検討して抽出された複数の問題点を指摘し、検討した内容が手書きで記録されている。

このうち不開示部分は、1ページ及び2ページ（-1-に「前2ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり、日韓間の請求権問題の解決策として日本政府が提案した請求権の相互放棄に付随して発生する国内問題及び韓国以外のアジア諸国と関係する問題において抽出した複数の問題点について検討した具体的な見解が記録されている。

（乙A357）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-226の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が明らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、韓国との間で経済協力を実施する場合に、同様に経済協力を実施していたアジア諸国との間で生じ得る問題点が記録されていることから、かかる問題点が明らかとなれば、北朝鮮は、当該問題点を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理

由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

○ 第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠(乙A357)により認められる不開示部分の直後の記載内容（参考として平和条約の4条及び14条の規定の内容が記録されている。）を総合すれば、通し番号1-226の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和37年当時、日韓間の請求権問題の解決策として日本政府が提案した請求権の相互放棄に付随して発生する国内問題及び韓国以外のアジア諸国と関係する問題において抽出した複数の問題点について検討した大蔵省理財局の具体的見解であると推認することができる（また、以上によれば、大蔵省理財局の見解は、日韓間の財産・請求権問題の具体的対処方針や具体的試算額等を内容とするものでないことが明らかであり、専ら上記の問題点について理論的な検討を加えた結果であると推認することができる。）。

イ しかしながら、証拠(乙A104, A127, A138, A197, A198, A214, A216, A281, A285, A315, A325)によれば、本件各文書の一部開示部分には、上記と同様の観点から請求権問題について検討した具体的見解（日韓間で相互放棄を行った場合に

国内補償問題等が生じ得ることやアジア諸国の賠償問題等との関係を具体的に指摘したもの)が既に公にされていると認められる(例えば、①ほぼ同時代のものとして、通し番号1-136の文書(乙A281), 通し番号1-140の文書(乙A285), 通し番号1-147の文書(乙A127), 通し番号1-175の文書(乙A138), 通し番号1-176の文書(乙A315)等, ②昭和30年以前のものとして、通し番号1-28の文書(乙A197), 通し番号1-31の文書(乙A198), 通し番号1-49の文書(乙A214), 通し番号1-51の文書(乙A216), 通し番号1-53の文書(乙A104), 通し番号1-193の文書(乙A325)等)。

被告は、上記のような本件各文書の一部開示により既に公にされている具体的見解との関係においても、当該情報が、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものであることを具体的に主張しておらず、仮に被告の上記主張がそのような主張であるとみたとしても、これを認めるに足りる的確な証拠はないといわざるを得ない。

ウ 以上によれば、通し番号1-226の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-226の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-226の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

○

●

○

第1 前提事実（各論）

通し番号1-227の文書（文書1779）は、外務省アジア局が昭和37年12月15日付で作成した「対韓焦付債権の処理方法」と題する内部文書であり、日本が韓国に対して有する焦付債権の概要、無償供与との関連における焦付債権の処理方式及び延滞利子の問題について日本政府が検討した内容が具体的に記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 3ページ（-3-）10行目から末行まで及び4ページから6ページまで（-3-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

これは、韓国に対して有する焦付債権の処理方法に関し、無償供与との関連において検討した方式について日本政府内で検討した詳細な見解及び具体的な交渉戦略が記録されている。

② 7ページ（-4-）5行目から末行まで及び8ページ（-4-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

これは、韓国に対する延滞利子を請求することが至難かつ不適当であるとの結論に至った事情及び日本政府部内で検討した具体的な見解及び対処方針が記録されている。

（乙A358）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-227の文書に記載された情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過

程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A358）によれば、通し番号1-227の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

1 焦付債権の現状

日韓間の貿易は、1950年に署名された日韓貿易金融協定に基づきオーブン勘定を通じて決裁される原則となっているが、1953年～4年頃朝鮮動乱後の復興のための韓国の対日買付が増大した結果、協定上のスwing限度額（200万ドル）をはるかに超過した4千数百万ドルが韓国の対日債務として累積した。その後、昨1961年4月の日韓間の書簡交換により、同年1月31日現在の残高4573万ドルにつき韓国側はその債務を確認し早期決済に妥

當な考慮を払う旨約束するとともに、同日以降の新規債務は現金により決済することを約し、この結果、上記4573万ドルは、利子も付されることなく、そのまま暫時棚上げにされた形で今日に及んでいる。

2 無償供与との関連における焦付債権の処理

(1) 方式

無償供与3億ドルとした場合、当初から焦付債権4573万ドルを一度に差し引き、総額2億5427万ドルを10年間に均等分割し、毎年2542万余ドルずつ生産物及び役務により支払う。

(2) 説明

■■■不開示部分①■■■

3 延滞利子の問題

(1) 債権発生後妥結時までの延滞利子を韓国側に請求することは、以下の事情により、至難かつ不適当である。

■■■不開示部分②■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-227の文書の不開示部分に記録されている情報は、①日本が韓国に対して有する焦付債権の処理方法に関し、無償供与との関連において検討した方式について日本政府内で検討した詳細な見解及び具体的な交渉戦略（不開示部分①）、②日本が韓国に対する延滞利子を請求することが至難かつ不適当であるとの結論に至った事情及び日本政府部内で検討した具体的な見解及び対処方針（不開示部分②）であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-227の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された対韓経済協力に関する具体的見解ではあるが、（本件証拠上、北朝鮮との関係では存在することがうかがわれない）専ら韓国との間で生じていた焦付債権等の処理に関するもの

であるから、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が北朝鮮への経済援助等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-227の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-227の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-227の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-228の文書(文書1787)は、次の内部文書等によって構成されており、日韓会談における日本政府の一般的な交渉方針、第六次日韓会談の時点で最重要懸案事項であった問題の概要及び日本政府の見解等が記録されている。

- (1) 外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓国交正常化交渉についての佐藤総理の御指示」と題する文書
- (2) 外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓会談における日本側の立場」と題する文書
- (3) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年1月19日付け「日韓会談の進め方に関する省内打合せ」と題する文書
- (4) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年2月9日付け「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」と題する文書
- (5) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年3月15日付け「日韓交渉をめぐる諸般の情勢」と題する文書
- (6) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年3月16日付け「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」と題する文書
- (7) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年4月7日付け「今後の日韓交渉の進め方」と題する文書
- (8) 外務省情報文化局国内広報課が作成した昭和40年2月24日付け「最近における日韓問題PR実績」と題する文書

2 通し番号1-228の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、72ページ(-72-) 18行目から73ページ(-73-) 4行目までであり、

上記 1 (6) の文書の「3. 請求権問題関係」の項目中にあり、韓国と北朝鮮との関係に留意した上で日本の政府の具体的な見解及び対処方針が記録されている。

(乙 A 7 2)

第 2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号 1 - 2 2 8 の文書に記載された情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40 年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第 3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A72）によれば、通し番号1-228の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

3. 請求権問題関係

請求権について残っている主な争点とその最終的妥協案は、次のとおりである。

- (イ) 李ライン付近で拿捕された日本漁船に関するわが方の請求権
(業界の計算では約72億円)

韓国側は国内法上合法的な行動として拿捕したものとの建前を堅持しているので補償要求に絶対応じないことは明らかである。

よってこの際、後述(ロ)の朝鮮置籍船等に対する韓国側要求と相殺して請求権を放棄する案が考えられる。

しかし、右の案は国内補償を伴うため大蔵側の強い反対あり、むしろこの問題は日韓交渉成立後も棚上げしておくことを選びたい意向である。この案は国内補償を伴わぬ利点あるも、被拿捕者は半永久的に何らの救済を得られない結果となる。また、従来の国会答弁の趣旨（懸案一括解決に含める）とも異なる結果となる。

右2案のいずれかに肚を定める要がある。

- (ロ) 終戦時に韓国に在籍した日本船及び韓国水域にあった日本船に対する韓国側の請求権

既に請求権一般の解決として3億、2億の有償、無償経済協力を供与する以上、更に船舶のための特別の請求を認め得ないと我が既定方針を強く押す。特に前記のとおり、拿捕船に関する請求権を放棄するとせばなおさらのことである（もっとも、韓国側は先般の外相訪韓の際もシンボリカルな意味で新造船を若干得たいとの希望を蒸し返している。）

(ハ) S C A P の指令により朝鮮戦争のために日本が貸与した船に対する日本側請求権

右(ロ)と並んでわが方で放棄する。

■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号 1-228 の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和 40 年当時、外務省が検討していた請求権問題に関する残された主な争点とその最終的妥協案の具体的内容であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号 1-228 の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的解決策等であるから、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがつて、通し番号 1-228 の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号 1-228 の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法 5 条 3 号の不開

示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-228の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-228の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-229

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-229の文書(文書1792)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した複数の内部文書によって構成されており、韓国情勢及び韓国における日韓国交正常化交渉や日韓国交正常化に対する評価等について在京米国大使館書記官から聴取した記録が記録されている。

2 通し番号1-229の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 102ページ(-102-) 2行目から7行目まで(以下「不開示部分①」という。)

これは、昭和36年10月12日付け「韓国政情および日韓関係に関する米大使館員内話の件」と題する文書の「II 日韓関係」の項目中にあり、財産・請求権問題の最終的な妥結に向けた韓国との協議における日本政府の具体的な交渉戦略が記録されている。

② 122ページ(-122-) 2か所、123ページ(-123-) 11行目から124ページ(-124-) 1行目まで(以下、これらを併せて「不開示部分②」という。)

これは、昭和36年12月6日付け「在京米大使館員の日韓問題に関する内話の件」と題する文書の「1 日韓請求権問題」の項目中にあり、財産・請求権問題における韓国の対日請求権の処理に関する日本政府の具体的な見解及び方針が記録されている。

(乙B165)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-229の文書に記載された情報は、前提事実(各論)のとおり

であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由①に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙B165）によれば、通し番号1-229の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、昭和36年10月12日付け「韓国政情および日韓関係に関する米大使館員内話の件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

3 韓国側要人と話し合った結果、日韓間に話し合いの基礎となるものが今度は確かにあると考える。

請求権問題が最も重要な問題であることには韓国では衆目の一致するところである。この点について3点を特に強調したい。第1点は■■■不開示部分①■■■、第2点は、韓国側は従来請求権の解決と無償援助を含む経済協力は別個のものであるとの態度を常に示していたが、眞の肚は、金額さえ満足のものであれば、請求権解決と無償経済援助の合計という名目でもかまわないというものである。第3点は、無償経済援助に関し、韓国側は日本の東南アジアの賠償支払国に対する経済協力が一般に不振である事実を重視しており、日本より無償援助を受ける際、その援助の枠内で希望する品目を希望する時期に求め得るかどうか、更に広い意味で同援助をテコとして日本が韓国に間接的圧力をかけるなどのいわゆるひもつき援助となるのではないかとの強い疑惑を持っている点である。（以下略）

(イ) 不開示部分②

不開示部分②は、昭和36年12月6日付け「在京米大使館員の日韓問題に関する内話の件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1 日韓請求権問題

自分が先般裏首席代表と会談せる際、同代表は、池田・朴会談の請求権問題に関する合意は、韓国側の請求が全て法律的根拠に基づくもののみであるという点であって、■■■不開示部分②■■■日本の解釈は全く一方的であると繰り返し主張し、例えば、地金銀の請求もあくまで頑張る根拠があると述べていた。これは絶対に極秘に願いたいが、在京米大使館は、この裏代表のような主張を韓国政

府があくまで続けるようでは、日韓会談の進展は期待し得ず、■■■不開示部分②■■■日本側の方針が極めて現実的で、これに左袒するものであるとのコメントを付して、ワシントンとソウルに報告したところ、国務省としても、在京米大使館の意見に全く賛成である旨の回報があった次第である。米側としても、地金銀とか在朝鮮法人の在日財産の返還というようなことをこれ以上論議することは時間の浪費にしかならないと考えている。請求の諸項目ごとにアドホック委員会が設けられる趣であるが、いずれも■■■不開示部分②■■■考えられているようで結構であると思う。韓国側にいわれなき期待感を抱かせることを避けるためにも、政治的な請求項目のためのアドホック委員会は初めから設けない方がよいように考える。アドホック委員会の数をできるだけ絞って韓国側の出方を見、実際上個人の請求しかまともに取り上げられるものはないという方向に持つて行くのが賢明であるように思われる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-229の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和36年当時、外務省職員が米国大使館員から聴取した日韓会談で最も重要な問題である請求権問題の解決に関する具体的見解（これに対し、被告は、当該不開示部分に記録されている情報が「財産・請求権問題の最終的な妥結に向けた韓国との協議における日本政府の具体的な交渉戦略」である旨主張するが、当該文書全体の趣旨等に鑑みれば、上記のとおりであると推認せざるを得ない。）

(イ) 不開示部分②

昭和36年当時、外務省職員が米国大使館員から聴取した②韓国側の

主張で触れられた日本側の見解の内容及び①日韓会談の進行方針等に関する日本側の見解に対する米側の評価（これに対し、被告は、当該不開示部分に記録されている情報が「財産・請求権問題における韓国との対日請求権の処理に関する日本政府の具体的な見解及び方針」である旨主張するが、当該文書全体の趣旨等に鑑みれば、上記のとおりであると推認せざるを得ない。）

ウ そうであるとすれば、通し番号1-229の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも請求権問題に関する日本側の具体的な見解又は方針そのものではなく、専ら当時の米国大使館員の感想・見解等に止まるものであり、仮にこれが日本側の交渉戦略等を含むものであったとしても、それは米国大使館員の認識に係るものにすぎず、本件全証拠によつても、これが、歴史的に既に明らかになっている日本側の交渉戦略や本件各文書の一部開示により既に明らかにされている日本側の交渉戦略と大きく異なるものであつて、北朝鮮との関係上秘匿すべきものであると認めるに足りる的確な証拠はない。

したがつて、当該情報は、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもつて存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-229の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が

国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-229の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-229の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-230

第1 前提事実（各論）

通し番号1-230の文書（文書1795）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年1月5日付け「池田総理・ライシャワー大使会談要旨」と題する内部文書であり、池田総理ほかの政府高官がライシャワー大使と日韓会談の進捗状況及び今後の見通しに関して協議した会談の要旨が記録されている。

○ このうち不開示部分は、次のとおりである。

- ① 5ページ（-5-）2行目から5行目までの約4行分（以下「不開示部分①」という。）

これは、池田総理の発言内容中にあり、裴韓国首席代表の韓国の対日請求金額についての発言に応じ、日本政府が韓国に請求権として支払う金額について具体的な金額を示して説明した内容が記録されている。

- ② 5ページ（-5-）9行目から10行目までの約2行分（以下「不開示部分②-1」という。）、6ページ（-6-）6行目から7行目までの約2行分（以下「不開示部分②-2」という。）

○ これは、伊闇局長の発言中にあり、韓国の対日請求権における要求内容について日本政府の具体的な解釈及び見解が記録されている。

（乙A359）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-230の文書に記載された情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予

想されることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-230の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである（乙A359）。

記

總理 裹首席代表は、12億ドルという数字を出しているが、どうかと思う。■■■不開示部分①■■■韓国経済にどのくらい助けになるだろうか。5か年計画はどうなっているのか。（伊閣局長に向かい）請求権の支払だけでは韓国側は満足しないのだろう。

伊閣局長 いわゆる広義の請求権を要求している■■■不開示部分②—

1 ■■■

○ 総理 朴議長との会談ではっきり無償援助はないことになっている。

伊闌局長 それは経済協力としては無償援助はないという意味で、同会
議録でも請求権問題の話の最後に朴議長が「請求権といわないで何
か適当な名義でも結構である。」と述べたと記録されている■■■

不開示部分②-2 ■■■

総理 どうもおかしい。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-69の文書には、池田総理と伊闌局長の上記やりとりに
関する引用部分があるところ、その内容は、下記のとおりである(乙A
108 [-169-以下])。

記

総理 裹首席代表は、12億ドルという数字を出しているが、どうかと
思う。請求権としても支払得るものは5000万ドル(伊闌局長に
念を押したので、同局長より、外務省の計算では8000万ドルく
らいになるだろうと答えた。)くらいで、これが韓国経済にどのく
らい助けになるだろうか。5か年計画はどうなっているのか。(伊
闌局長に向かい)請求権の支払だけでは韓国側は満足しないのだろ
う。

伊闌局長 いわゆる広義の請求権を要求している。これは結局無償経済
援助となるであろう。

総理 朴議長との会談ではっきり無償援助はないことになっている。

伊闌局長 それは経済協力としては無償援助はないという意味で、同会
議録でも請求権問題の話の最後に朴議長が「請求権といわないで何
か適当な名義でも結構である。」と述べたと記録されているが、こ
れが無償援助を指すものと了解している。

総理 どうもおかしい。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-230の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

通し番号1-69の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「請求権としても支払得るものは5000万ドル（伊関局長に念を押したので、同局長より、外務省の計算では8000万ドルくらいになるだろうと答えた。）くらいで、これが」との文言又はこれと同様のもの

(イ) 不開示部分②-1

通し番号1-69の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「これは結局無償経済援助となるであろう。」との文言又はこれと同様のもの

(ウ) 不開示部分②-2

通し番号1-69の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「が、これが無償援助を指すものと了解している。」との文言又はこれと同様のもの

ウ そうであるとすれば、通し番号1-230の文書の不開示部分に記録されている情報は、既に他の行政文書（通し番号1-69の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-230の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-230の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-230の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-231

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-231の文書（文書1796）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書等によって構成されており、日韓における財産・請求権問題に対する米国政府の対応、見解及び要望等について日本政府が解釈した内容等が記録されている。

- (1) 昭和37年1月5日付け「池田総理、ライシャワー大使会談に関する米大使館員の内話の件」と題する文書
- (2) 昭和37年1月12日付け「日韓関係に関する在京米大使館の内話の件」と題する文書
- (3) 昭和37年2月7日付け「韓国問題に関する米大使館員の内話に関する件」と題する文書
- (4) 昭和37年3月19日付け「日韓政治折衝等に関する米大使館員の内話の件」と題する文書

2 通し番号1-231の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 24ページ（-23-）3行目から4行目までの約2行分（以下「不開示部分①」という。）

これは、上記1(4)の文書中にあり、裴韓国大使が提示した請求権の金額に対し、日本政府が韓国に提示することを検討していた具体的な金額が記録されている。

- ② 25ページ（-23-）8行目から9行目までの約2行分（以下「不開示部分②」という。）

これは、日本政府が韓国側に提示すると提案した請求権の具体的な金額について示した米国政府の具体的な見解が記録されている。

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-231の文書に記載された情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟提起後の追加開示部分に記録されている情報は、米大使館員によるクーデター後の韓国政権評という不開示理由2に該当するとは考えられないものであった上、日本の外交方針に対する米国政府の見解は、日本の外交戦術とは無関係であり、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠によれば、通し番号1-231の文書の不開示部分は、前提事実（各論）1(4)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

1 裹大使と17日（土）にレセプションにおいて会ったが、その際、同大使は、今次政治折衝は、請求権の数字が示された以外には何らの進展も見せなかつた。韓国側は7億ドルを示したといい、■■■不開示部分①■■■と述べていた。（韓国側の数値は明らかに掛け値であり、日本側の掛け値を見込んでのふっかけであることが明らかであると思う。）

2 16日（金）朝、ハリマン国務次官補は、崔長官と会談したが、崔長官は、日本の態度に対し強い不満を述べていた。日本の誠意がないとはいわなかつたが、日本の誠意があるのかと強い疑問を呈示していたようである。その証左として、同長官は、（1）従来会談の議題外であった竹島問題を導入した日本側の態度、（2）請求権問題に関し、（イ）日本側の事務的なアプローチに強く失望した、（ロ）韓国が国連によって認められた朝鮮における唯一の合法政府であるにもかかわらず、北鮮の請求権を除くと主張した、（ハ）証拠論を強く主張している、（ニ）従来の請求権、無償援助、有償援助の三本建てから請求権処理と有償援助の二本建てに後退し、■■■不開示部分②■■■その不足分を信用供与で埋めようとしている。（有償援助は本件交渉にはイレレバントであると主張していた。）

（以下略）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-231の文書の不開示部分に記録されている情報は、米国大使館員が韓国側から聴取した日本側の提示金額の見通し（不開示部分①）又は請求権問題に関する日

本側の主張内容（不開示部分②）であると推認することができる（これに対し、被告は、不開示部分②に記録されている情報が日本政府が韓国側に提示すると提案した請求権の具体的な金額について示した米国政府の具体的な見解である旨主張するが、不開示部分②の前後の記載に照らして当該情報が崔長官の発言内容に係る部分であることは明らかであり、これと前提を異にする被告の上記主張を採用することはできない。）。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-231の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも韓国側が米国大使館員に述べた内容にすぎない上、当該発言に会談の経緯やその後の請求権問題に関する日韓間の交渉経緯が本件各文書の一部開示により既に明らかにされていること（例えば、通し番号1-18の文書（乙A188 [-50-以下]）や通し番号1-69の文書（乙A108 [-254-以下]）参照。）など、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-231の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-231の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1－231の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-232

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-232の文書(文書1798)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書等によって構成されており、第六次日韓会談期間中に行われた池田総理とハリマン国務次官補との会談の要旨及び会談用資料が記録されている。

(1) 昭和37年3月19日付け「池田総理ハリマン国務次官補会談に関する件」と題する文書

(2) 昭和37年3月14日付け「ハリマン国務次官補との会談用資料」と題する文書

2 通し番号1-232の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 10ページ(-10-) 5行目から6行目までの約2行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、終戦時における在韓国日本財産の具体的な試算額が記録されている。

② 11ページ(-11-) 6行目から9行目までの4行分(以下「不開示部分②」という。)

韓国に対する無償資金供与の実施についての日本政府の具体的な方針が記録されている。

(乙B16.8)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-232の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交

渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、朝鮮半島に所在する日本政府の在外資産に関する情報と、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な請求権金額を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟提起後の追加開示部分に記録されている情報は、米政府高官による中国評という不開示理由 2 に該当するとは考えられないものであった上、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40 年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第 3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙 B 1 6 8）によれば、通し番号 1 - 2 3 2 の文書の不開示部分は、前提事実（各論）1 (2) の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

4. 請求権問題に関し、韓国は、極めて強い関心を有しているが、日本側としては、在韓国日本財産■■■不開示部分①■■■が韓国に引き渡されていること、韓国側請求権は北鮮の分も含み得ないこと等により、日本の韓国に対する支払金額は極めて少額となると考えている。

他方、日本側としては、韓国側が請求権問題についても合理的 (reasonable) な態度を探るならば、韓国の民生の安定、経済発展に対韓協力の見地から、一定額の無償の援助を供与し、更に有償の経済協力をを行う用意を有するものであり、この考えを韓国側に提示して説得に努めている次第である。■■■不開示部分②■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-232の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

終戦時における在韓国日本財産の具体的な試算額

(イ) 不開示部分②

韓国に対する無償資金供与の実施についての日本政府の具体的な方針
ウ そうであるとすれば、通し番号1-232の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的資産又は請求権問題の解決のための具体的方針等であるから、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日

本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-232の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-232の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-232の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-232の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-233の文書（文書1799）は、外務省アメリカ局北米課が昭和37年4月17日付けで作成した「日韓問題に関するライシャワー大使の内話」と題する内部文書であり、ライシャワー大使主催の晩餐会における同大使及びレンハート公使の発言の要旨が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、米国大使の発言中で触れられた財産・請求権問題において日本政府が韓国側に提示した具体的な金額及び日本請求の交渉戦略が記録されている。

- ① 4ページ（-4-）3行目から6行目までの約4行分（以下「不開示部分①」という。）
- ② 4ページ（-4-）8行目の1か所（以下「不開示部分②」という。）

（乙A360）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-233の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-233の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである(乙A360)。

記

ライシャウアー大使は、「自分の最大の関心事は、いったい日本政府はいつ日韓会談を再開するつもりであるかということである。米国としては、emotionallyに韓国に対し非常に特別な感じを持っている。多数の米国将兵を韓国のために失ったという事実は忘れることができないのである。池田総理が朴議長に言わされたことを、先方が勝手に解釈しているのかもしれません。その点は先方に落ち度があるにしても、自分としては、日本は大国の襟度をもって日韓交渉に臨むべきであると思う。■■■不開示部分①■■■韓国側の態度が変わったら交渉を始めるという方針であるならば、永久に交渉は進展しないであろう。韓国側としては■■■不開示部分②■■■という数字では怒るのが当然であり、この数字に関する限り自分も韓国側に同感である。」と述べた。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号 1-69 の文書の一部開示部分には、昭和 37 年 4 月 21 日にライシャワー米大使が小坂外務大臣と会談した際の発言内容として、下記のとおり記録されている（乙 A 108 [-291-]）。

記

米国として、今次会談の結果、日韓関係が後退したようになったことに対し失望している。自分としては日本側の 7000 万ドルというのは余りにアンリアリストイックな数字であり、数億ドルは出さねば解決しないと考える。韓国人はセンシティブでありサイコロジーの問題である。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号 1-233 の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

米国大使の発言中で触れられた財産・請求権問題に関する日本側の交渉戦略

(イ) 不開示部分②

通し番号 1-69 の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「7000 万ドル」という金額

ウ そうであるとすれば、通し番号 1-233 の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、米国大使が指摘した財産・請求権問題に関する日本側の交渉戦略であるが、上記アで認定した米国大使の発言内容に照らしても、当該情報に係る発言は米国大使の個人的見解として述べられたことが明らかであり（米国大使は「・・・という方

針であれば」と仮定形で述べている。), 仮にこれが日本側の交渉戦略であったとしても、それは米国大使館員の認識に係るものにすぎず、本件全証拠によつても、これが、歴史的に既に明らかになっている日本側の交渉戦略や本件各文書の一部開示により既に明らかにされている日本側の交渉戦略と大きく異なるものであつて、北朝鮮との関係上秘匿すべきものであると認めるに足りる的確な証拠はない。

したがつて、当該情報は、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が北朝鮮への経済援助等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえない、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもつて存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は、既に他の行政文書（通し番号1-69の文書）の一部開示により同一人物の数日後における同一内容の発言が既に明らかにされているものであるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-233の文書の不開示部分に記録されてい

る情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が國の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-233の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

○ 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-233の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-234

第1 前提事実（各論）

通し番号1-234の文書（文書1800）は、外務省アジア局北東アジア課が昭和37年4月17日付けで作成した「日韓問題に関する小坂大臣・ライシャワー大使会談記録」と題する内部文書であり、日韓関係に関する会談の要旨が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、財産・請求権問題において日本政府が韓国側に提示した具体的な金額が記録されている。

- ① 5ページ（-5-）2か所
- ② 6ページ（-6-）2か所

（乙A361）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-234の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-234の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである(乙A361)。

記

ラ大使は、これに対し、貴大臣が日韓の考え方方が違うと申されたのは数字の問題なのであろうか、もしそうとすれば、7億ドルと■■■不開示部分■■■とでは、自分としてもあまりに大きな違いであると考える。自分としては日本側の■■■不開示部分■■■というのは余りにもunrealisticな数字であるといわざるを得ない。韓国人はsensitiveな国民である。問題の根本は請求権という法律問題でもなく、また、経済協力という経済問題でもなく、結局、36年の朝鮮統治に由来する韓国国民のpsychologyの問題なのである。

日本の考えている額が■■■不開示部分■■■か■■■不開示部分■■■程度というのでは到底韓国側はおさまらないであろうと考える。自分としては日本側がもう少し出すべきだと思う。呼称は請求権でも無償援助でもかまわないが、いずれにしろ数億ドルは出さねば解決しないと考える。10年くらいに分割して出せば日本は十分

出し得る実力があると考えると述べた。（以下略）

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-69の文書の一部開示部分には、昭和37年4月21日にライシャワー米大使が小坂外務大臣と会談した際の発言内容として、下記のとおり記録されている（乙A108[-291-]）。

記

米国として、今次会談の結果、日韓関係が後退したようになったことに対し失望している。自分としては日本側の7000万ドルというのは余りにアンリアリストイックな数字であり、数億ドルは出さねば解決しないと考える。韓国人はセンシティブでありサイコロジーの問題である。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-234の文書の不開示部分に記録されている情報は、通し番号1-69の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「7000万ドル」との金額又はこれと同程度の金額であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-234の文書の不開示部分に記録されている情報は、既に他の行政文書（通し番号1-69の文書）の一部開示により同一人物の数日後における同一内容の発言が既に明らかにされているものであるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-234の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が

国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-234の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-234の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-235

第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号1-235の文書(文書1801)は、次の文書によって構成されており、武内次官、甲斐經濟局長等とジェノー米国極東局長との間でされた韓国の經濟情勢及び韓国への經濟協力に関する会談の記録が記録されている。
 - (1) 外務省經濟協力局經濟協力課が昭和37年6月8日付けで作成した「武内次官と米国AID Janow極東局長との会談に関する件」と題する文書
 - (2) 外務省アジア局北東アジア課が昭和37年6月8日付けで作成した「韓国問題に関するジェノー米国國際開発局副長官補の談話の件」と題する文書
- 2 通し番号1-235の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、13ページ(—13—)1か所であり、「武内次官と米国AID Janow極東局長との会談に関する件」と題する文書の武内次官の発言中にあり、韓国側が主張する対日請求権と日本政府部内で試算された具体的な金額との比率が記録されている。

(乙A362)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-235の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある
(情報公開法 5 条 3 号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によつても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠 (乙 A 3 6 2) によれば、通し番号 1 - 2 3 5 の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

4 次官より、ご指摘されるまでもなく、全く同感である。我が方としては、請求権ということになると国会との関係もあり、算出が厳格とならざるを得ず、極めて限られたものとなる。おそらく先方の主張の■程度に過ぎなくなろう。したがって、交渉過程において、先方主張に近づくため、我が方より提案し、両者併せて交渉の基礎としたいと考えたが、韓国側が同意せず、話を進めることができなかつた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実のほか、本件各文書の一部開示部分に含まれている韓国側の請求金額（例えば、乙 A 1 8 8 [-46-] では「第1項から第5項までの韓国側請求金額を、我が方において積算してみたところでは、・・・総計 15 億ドルとなる。」とされている。）や日本側の

算定金額（例えば、乙A108 [-169-] では「外務省の試算では8000万ドルくらいになるだろう」とあり、また、同 [-249-] では「外務省A案（総額約1億ドル）」とある。）等も併せ考慮すれば、通し番号1-235の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国側が主張する対日請求権と日本政府部内で試算された具体的な金額との比率であり、低率であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-235の文書の不開示部分に記録されている情報は、上記のような単なる割合的表示のみを表示したものにすぎない上、本件各文書の一部開示部分では韓国側の請求額や日本側の査定総額が具体的に明らかにされていることに照らすと、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるとするに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-235の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-235の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1－235の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-236

第1 前提事実（各論）

通し番号1-236の文書（文書1802）は、外務省アメリカ局が昭和37年7月31日付けで作成した「大平大臣、ライシャワー一大使会談の件（日韓関係）」と題する内部文書であり、日韓会談の進捗状況及び日韓会談の進め方の方針に関して大平大臣がライシャワー大使と協議した会談内容が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも財産・請求権問題において日本政府が韓国に支払う対日請求権の額として具体的に提示した金額が記録されている。

- ① 4ページ（-4-）の1か所
- ② 5ページ（-5-）5行目から7行目までの約3行分

（乙A363）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-236の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-236の文書は、昭和37年7月31日のライシャワー大使と大平大臣の会談を記録したものであり、その不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである(乙A363)。

記

5 ラ大使より、日本側より韓国側にオファーされた数字は、■■■
不開示部分■■■というようなことを聞いているが、(中略)

6 ラ大使より、議論をする考えはないが、例えば請求権と援助を併せて援助という1本の項目にしたらどうか(例えば援助とし、請求権を含むというようなことをしたらどうか。)と発言、大臣より、請求権といいういかめしい形をとるといろいろ問題があるので、私が先にformulaが問題だといったのもそのような理由からである。請求権といいうからは、事実関係も明らかにせねばならぬし、半島の北半分のことも考えねばならぬ。よってsizable sumでがまんしろといっているわけであると述べた。

■■■不開示部分■■■

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-69の文書の一部開示部分には、昭和37年4月21日にライシャワー米大使が小坂外務大臣と会談した際の発言内容として、下記のとおり記録されている（乙A108[-291-]）。

記

米国として、今次会談の結果、日韓関係が後退したようになったことに対し失望している。自分としては日本側の7000万ドルというのは余りにアンリアリスティックな数字であり、数億ドルは出さねば解決しないと考える。韓国人はセンシティブでありサイコロジーの問題である。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-236の文書の不開示部分に記録されている情報は、通し番号1-69の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「7000万ドル」との金額又はこの金額を含むライシャワー大使の具体的発言内容であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-236の文書の不開示部分に記録されている情報は、既に他の行政文書（通し番号1-69の文書）の一部開示により同一人物の数日後における同一内容の発言が既に明らかにされているものであるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-236の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-236の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-236の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-237の文書（文書1806）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書によって構成されており、米国大使館書記官から提供された日韓会談における韓国側の交渉態度及び韓国側の要望に関する情報等が記録されている。

- (1) 昭和37年8月28日付け「日韓予備交渉に関する米側情報」と題する文書
 - (2) 昭和37年9月1日付け「日韓会談に関する米側情報」と題する文書
 - (3) 昭和37年9月4日付け「日韓会談に関する米側情報」と題する文書
 - (4) 昭和37年9月26日付け「日韓交渉に関し在京米大使館員の内話に関する件」と題する文書
- 2 通し番号1-237の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、2ページ（-2-）2か所であり、「日韓予備交渉に関する米側情報」と題する文書にあり、財産・請求権問題の対応として日本政府が韓国に支払うものとして提示した具体的な金額が記録されている。

(乙A364)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-237の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府

が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号 1-237 の文書の不開示部分は、前提事実（各論）1(1) の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである（乙 A 3 6 4）。

記

在京米大使館●書記官は本 28 日夕刻当課を來訪、予備交渉に関するソウルの反応につき、特定の最高会議員の意見ではなく、在ソウル米大使館の得た一般的な印象であると断った上、次のとおり述べた。

1 (略)

2 韓国側は、日本側の提示した■■■不開示部分■■■数字も非現実的なものと考え、韓国側が 6 億ドルから下がると同時に日本側に

も■■■不開示部分■■■から上がるることを期待しているようである。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号 1-18 の文書の一部開示部分には、昭和 37 年 8 月 21 日の予備交渉第 1 回会合及び同年 8 月 24 日の予備交渉第 2 回会合における伊関局長の発言内容並びに同第 2 回会合における韓国側の発言として、要旨次のとおり記録されている（乙 A 188 [-61-以下]）。

a 第 1 回会合における伊関局長の発言

伊関アジア局長より、杉代表の発言を補足して次のとおり述べた。

日本側の考え方の中には 2 つの重要な点がある。その 1 つは、請求権という名目を使わず、無償援助という名目で解決しようという点である。3 月の外相会談の折、全く非公式な形で、韓国側は請求権として 7 億ドル、日本側は 7 千ドルを提示した。（中略）

b 第 2 回会合における伊関局長の発言

伊関局長より、日本側としては、21日の会合で明らかにしたとおり、無償援助 1 本で解決する方式が最善と考えており、その金額は 1.5 億ドルであると述べた（以下略）

c 第 2 回会合における韓国側の発言

続いて、裴代表は、韓国側の数字として純請求権支払 3 億ドル、無償援助支払 3 億ドルを提示した。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号 1-237 の文書の不開示部分に記録されている情報は、通し番号 1-18 の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した 1.5 億ドルとの金額であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、既に他の行政文書（通し番号 1-18 の文書）の一部開示により既に明らかにされている日本側提示の金額と同額であるか

ら、仮に上記情報に関する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-237の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-237の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-237の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-239の文書（文書1821）は、次の内部文書などによって構成されており、池田総理と金鍾泌韓国中央情報部長との間で行われた、財産・請求権問題の処理方針に関する会談の記録が記録されている。

(1) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年2月5日付け「金鍾泌韓国中央情報部長より池田総理との会見希望申入れの件」と題する文書

(2) 外務省アジア局が作成した昭和37年2月21日付け「池田総理、金鍾泌韓国中央情報部長会談要旨」と題する文書

2 通し番号1-239の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、韓国の対日請求権の根拠について、池田総理が証拠書類がないものがあるとして例示した具体的な請求権が記録されている。

① 23ページ（-23-）5行目から末行及び24ページ（-24-）1行目

② 49ページ（-49-）2行目から8行目までの約7行分

(乙B175)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-239の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公

にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟提起後の追加開示部分に記録されている情報は、社会党その他への悪態という不開示理由 2 に該当するとは考えられないものであった上、韓国の対日請求権に対し証拠書類がないとして例示したことは、何ら日本政府の「手の内」に関わるものではないし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40 年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第 3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号 1-239 の文書の不開示部分は、いずれも前提事実（各論）1(2)の文書（手書きのもの及びタイプのもの）中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであり、同一である（乙 B 175 [-25- 以下及び -49-]）。

記

池田 貴国には議会がないが、日本には国会があるという相違がある。

政治的に決めたということになると、その根拠を明らかにせよと言われる。ところが、実際問題としては証拠書類のないものが多

々ある■■■不開示部分■■■昨年11月の池田・朴会談で請求権は法的根拠のあるものに限ることが確認されたものの、実際問題となると、何が法的根拠があるかを決めるのは極めて難しい。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-69の文書の一部開示部分には、昭和37年2月21日の池田総理・金鍾泌中央情報部長会談の記録が引用されているところ、不開示部分に相当する部分は、下記のとおりである(乙A108[-226-])。

記

池田 貴国には議会がないが、日本には国会があるという相違がある。政治的に決めたということになると、その根拠を明らかにせよと言われる。ところが、実際問題としては証拠書類のないものが多くある。自分のきいたところでは、郵便貯金はある程度書類がそろうそうだが、徴用労務者は生きているのか死んでいるのかも分からず、また、韓国側は受け取った金を本人に渡すのかどうかもはつきりせず、さらに、恩給について平和条約発効後をどうするかという問題もあり、昨年11月の池田・朴会談で請求権は法的根拠のあるものに限ることが確認されたものの、実際問題となると、何が法的根拠があるかを決めるのは極めて難しい。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-239の文書の不開示部分に記録されている情報は、通し番号1-69の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「自分のきいたところでは、郵便貯金はある程度書類がそろうそうだが、徴用労務者は生きているのか死んでいるのかも分からず、また、韓国側は受け取った金を本人に渡すのかどうかもはつきりせず、さらに、恩給について平和条約発効後をどうするかという問題もあり、」との文言又はこれと同様のものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-239の文書の不開示部分に記録されている情報は、既に他の行政文書（通し番号1-69の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-239の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-239の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1－239の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-240

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-240の文書（文書1824）は、外務省アジア局が作成した次の内部文書等によって構成されており、日韓会談の妥結に向けて大平大臣と金鍾泌部長との間で行われた財産・請求権問題、漁業問題及び船舶問題等の懸案事項に関する会談の記録が記録されている。

(1) 昭和37年10月15日付け「10月20日の大平大臣・金鍾泌部長会談における大平大臣の発言要旨（案）」と題する文書

(2) 昭和37年10月26日付け「大平大臣・金鍾泌部長会談（10月20日）の内容確認作業の結果について」と題する文書

(3) 昭和37年10月22日付け「大平・金会談（10月20日）の結果に関する伊闈局長のコメント」と題する文書

2 通し番号1-240の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、「大平・金会談（10月20日）の結果に関する伊闈局長のコメント」と題する文書にあり、請求権解決の方法として大平大臣が提示した日本政府の具体的な見解及び具体的な方針並びにこれに関する伊闈局長の説明が記録されている。

① 4ページ（-4-）枠外1か所（以下「不開示部分①」という。）

② 88ページ（-87-）1か所（以下「不開示部分②」という。）

③ 98ページ（-97-）10行目から99ページ（-98-）1行目まで（以下「不開示部分③」という。）

④ 99ページ（-98-）9行目から100ページ（-99-）1行目まで（以下「不開示部分④」という。）

(乙B75)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-240の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。本件訴訟提起後の追加開示部分に記録されている情報は、社会党その他の悪態という不開示理由3に該当するとは考えられないものであった上、不開示部分は、韓国政府に対して行われた提案であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-240の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおり

である（乙B75）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、前提事実（各論）1(1)の文書中にあり、下記の記載に関して欄外に手書きされた部分である。なお、当該文書中の不開示部分①以外の手書き部分は、いずれも修文に係るものである。

記

(4) 長期低利の借款（我が方よりは進んで触れざることとし、先方が取り上げた場合にのみ討議する。）

（新行）無償供与の金額を大幅に増加することになるので[△]、

※請求権問題の解決とは切り離すこととし、この際は議論しないこととしたい。しかしながら、国交正常化実現の曉には、当然政府ベースの経済協力が実現するものと考えている。また、国交正常化前といえどもコマーシャルベースによる具体的な事例があれば、延滞その他の面でできるだけ好意的に考慮する用意がある。

（注）先方がぜひとも話し合いをしたいと強く主張する場合は「請求権の解決は切り離すという建前をくずさぬ限度においてならば、今後話し合いをすることに異存はない」と応答する。

b 不開示部分②

不開示部分②は、前提事実（各論）1(2)の文書中にあり、その後の記載は、下記のとおりである。

記

(5) 請求権処理■■■不開示部分②■■■と借款との関係

大平大臣より、借款問題は、韓国政府の国交正常化後という方針もあることではあり、請求権処理とは切り離し、シーリング等も決めない自由な形でやった方がよいと思うと述べたのに対し、金部長は、韓国政府としては、借款問題も請求権の範囲内で解決

したく、海外経済協力基金を通ずる無利子又は低利子の政府間長期借款を考えて欲しいと述べた。これに対し大平大臣はそういう話が出ることを予想していた。この問題は、目下外務・大蔵両省で検討中であり、基金への増額出資等考える余地が十分にあると述べた上、結局問題は韓国側が無償供与をいくら要求するかにかかると付言した。

さらに、大平大臣より、いずれにせよ請求権と借款をどのように組み合わせるかが問題の核心であるわけだが、韓国側は借款の話し合いをすることにより、請求権の数字を縮める融通性を持っているかと質したのに対し、金部長は、自分の考えでは韓国側の線（全体で6億という線）を前後して多少融通性をもち得ると考えていると答えた。次いで、大平大臣より何千万ドルかのことでの会談が妥結しないようなことは両国のために避けるべきだと述べたのに対し、金部長は支払うのは日本側だから特に日本側で融通性を持って欲しいと述べた。

(注) この部分の日本側の記録は簡略になっている。

c 不開示部分③及び不開示部分④

不開示部分③及び不開示部分④は、前提事実（各論）1(3)の文書中にあり、その直後の記載は、下記のとおりである。

記

には隣国であり低開発国である韓国に対し、もし適切なプロジェクトがあれば、その外貨消化能力等も考慮の上、当然相当大規模な経済協力をを行うことになる旨説明し得るような方法があればよいのではないか。■■■不開示部分④■■■韓国側の 6 という数字にはまだ掛け値があると思われるから、日本側として有償について考えるべき数字は 1.5 ないし 2 で 3 分 5 厘、20 年位がよいのではないか。

5. (以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分

- a 通し番号 1-240 の文書の一部開示部分には、前提事実（各論）
1 (1) の文書を清書したものと考えられる同一の表題の文書があるところ、不開示部分①に関する部分には、要旨下記のとおり記録されている（乙B75 [-18- 及び -19-] 参照）。

記

- (4) 長期低利の借款（我が方よりは進んで触れざることとし、先方が取り上げた場合にのみ討議する。）

無償供与の金額を大幅に増加することになるので、日本の国内与論をも考慮し、長期低利の借款は請求権問題の解決とは切り離すこととし、この際は議論しないこととしたい。しかしながら、国交正常化実現の曉には、当然政府ベースの経済協力が実現するものと考えている。また、国交正常化前といえども、コマーシャルベースによる具体的な事例があれば、延滞その他の面でできるだけ好意的に考慮する用意がある。

（注）先方がぜひとも話し合いをしたいと強く主張する場合は「請求権の解決は切り離すという建前をくずさぬ限度においてならば、今後話し合いをすることに異存はない」と応答する。

b また、通し番号1-240の文書の一部開示部分にある昭和37年10月20日付け「大平大臣・金鍾泌中央情報部長会談記録要旨」と題する文書には、欄外で※及び△の記号を用いて本文を修正した部分がある（乙B75[-39-]参照）。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-240の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

長期低利の借款に関するコメント部分であり、具体的には「日本の国内与論をも考慮し、長期低利の借款は」との文言の挿入等を指示するもの

(イ) 不開示部分②

大平大臣と金部長の会談内容のうち、借款問題と請求権問題に関する部分に付された見出しの一部（被告は、これをもって請求権解決の方法として大平大臣が提示した日本政府の具体的な見解及び具体的な方針である旨主張するが、上記ア(ア)で認定した大平大臣と金部長の会談内容を整理するに当たって付された見出しの一部にすぎないから、この点をもって請求権問題の解決策に関する日本政府の具体的見解又は具体的対処方針ということまではできず、被告の上記主張を採用することはできない。）

(ウ) 不開示部分③及び不開示部分④

昭和37年10月20日の大平外務大臣と金部長の会談結果のうち請求権問題の解決方法としての無償供与又は長期低利の借款の点に対する伊闌局長の具体的見解

ウ そうであるとすれば、通し番号1-240の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するも

の（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、これが上記イ(イ)で認定した清書版で挿入された文言に関するものであるとすれば、行政文書の一部開示部分により既に公にされているものであるといわざるを得ず、他に被告主張の内容が記録されていると認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、仮に上記情報に関する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は、単に大平外務大臣と金部長の会談内容を整理するに当たっての見出しのごく一部にすぎず、請求権問題の解決策に関する日本政府の具体的見解又は具体的対処方針といえるものではない上、当該見出しに係る大平大臣と金部長の会談内容が全て開示されているから、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が北朝鮮への経済援助等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいせず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在する。

ことを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(ウ) 不開示部分③及び不開示部分④

不開示部分③及び不開示部分④に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題の解決策に関する具体的見解であるから、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがつて、通し番号1-240の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、不開示部分③及び不開示部分④に係るものについては、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、不開示部分①及び不開示部分②に係るものについては、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-240の文書の不開示部分③及び不開示部分④に記録されている情報については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討す

るに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-240の文書の不開示部分③及び不開示部分④に記録されている情報のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-240の文書の不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分（不開示部分③及び不開示部分④に記録されている情報に係る部分）は、適法である。

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-241の文書（文書1835）は、次の内部文書等によって構成されており、将来的に締結される日韓間の基本条約の草案、起案する際に問題となる点の概要及び草案に対して関係者から提示された意見が記録されている。

- (1) 外務省が作成した昭和26年10月31日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針（案）」と題する文書
- (2) 外務省アジア局第二課が作成した昭和26年12月23日付け「日韓和親条約要綱（第一案）」と題する文書
- (3) 外務省が作成した昭和27年2月29日付け「日韓友好条約草案第3条に対する各省意見」と題する文書

2 通し番号1-241の文書のうち不開示部分は、上記1(3)の文書中の98ページから106ページまで（-97-に「次ページ以下9ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり、外務省が作成した日韓間の友好条約の草案に対して通産省、大蔵省及び運輸省より提示された具体的な意見及び提案並びにそれらの意見並びに提案に対する外務省の具体的な見解が記録されている。

(乙A365)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-241の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提として

より有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号 1-241 の文書の不開示部分は、前提事実（各論）1(3) の文書中にあり、その直前の記載は、下記のとおりである（乙 A 365 [-96-及び-97-]）。

記

本件に関しては、2月19日の各省係官打合会の席上、廣田課長より、文書にて提出方を求め、28日、西沢より更に督促したが、29日までに到着したものは別紙の通り通産省通商政策課意見のみである。なお、外資委員会は別紙(二)の意見を口頭にて連絡し來たり、別に文書は提出しないとの由である。大蔵省理財局総務課長及び運輸省海運局外航課長は別紙(三)の趣旨を口頭にて説明し來たが、

別に文書を要求中である。他の各省には、為替管理委員会に対し連絡未済のほかは、至急意見提示方要求してあるも、別に取り立てて意見という程のものはないようである。

- (イ) なお、上記(ア)で指摘されている昭和26年2月19日の打合会で配付された日韓友好条約草案第3条は、下記のとおりとされている（乙A 365[—9.2—及び—9.3—]）。

記

第三条

- (a) 日本国及び大韓民国は、貿易、海運その他の通商の関係を安定した且つ友好的な基礎の上におくために、最惠国待遇及び内国民待遇の原則に基づいている通商航海条約を締結するための交渉をなるべく速やかに開始するものとする。
- (b) 該当する条約が締結されるまで、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の最初の効力発生の後4年間、いずれの一方の当事国並びにその国民、產品及び船舶も、他方の当事国において、次の待遇を与えられる。（国民という語は、この条約で用いるときはいつでも法人を含む。）
- (1) 貨物の輸入及び輸出に対する、又はこれに関連する関税、課金、制限その他の記載に関する最惠国待遇
- (2) 入国、旅行、滞在、居住及び出国に関する最惠国待遇、この待遇は全ての外国人に対して等しく適用される当該国の法令及び規則に従って与えられる。
- (3) 海運、公海及び輸出品に関する内国民待遇並びに自然人、法人及びこれらのものの、利益に関する内国民待遇。この待遇は、税金の賦課及び徴収、裁判を受けること、契約の締結及び履行、財産権、法人への参加並びに一般に全ての種類の事業活動及び職業

活動の遂行に関する全ての事項を含むものとする。

(c) この条の適用上、差別的措置であって、それを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基づきもの、その当事国の対外的財政状態若しくは国際収支を保護する必要に基づくもの又は重大な安全上の利益を維持する必要に基づくものは、事態に相応しており、かつ、ほしいままな又は不合理な方法で適用されない限り、それぞれ内国民待遇又は最惠国待遇の許与を害するものとは認めない。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-241の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和26年当時検討されていた日韓友好条約草案第3条に対する通産省通商政策課の書面による意見並びに外資委員会、大蔵省理財局総務課長及び運輸省海運局外航課長の口頭による意見の具体的な内容であると推認することができる。

これに対し、被告は、当該情報が財産・請求権問題についての我が国の方針・方針の形成過程を詳らかにし、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させるものである旨主張するが、当該情報が、上記ア(1)で認定したその当時の日韓友好条約草案第3条の規定内容と照らしても、日韓会談で協議された請求権問題と直接関連するものであることを基礎付ける具体的な事情は何ら主張されていないし、本件全証拠によつても、当該情報が請求権問題に関する現在の日本の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料を含むものであると推認するに足りる的確な証拠はないといわざるを得ない。したがつて、被告の上記主張を採用することはできない。

ウ 以上によれば、通し番号1-241の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推

認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-241の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-241の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-242

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-242の文書（文書1839）は、外務省条約局法規課が作成した次の内部文書によって構成されており、朝鮮半島における韓国政府の法的地位に関するサンフランシスコ平和条約及び国連総会決議等を考慮した上での日本政府の考察が記録されている。

(1) 昭和35年10月10日付け「大韓民国管轄権の限界（討議用問題点）」と題する文書

(2) 昭和35年10月20日付け「大韓民国管轄権の限界（討議用問題点）」と題する文書

(3) 昭和35年10月27日付け「大韓民国管轄権の限界（討議用問題点IV）」と題する文書

2 通し番号1-242の文書のうち不開示部分は、上記1(3)の文書中にあり、35ページ（-35-）14行目から15行目までの約2行分であり、韓国対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な提案や対処方針が記録されている。

(乙A366)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-242の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府

が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号 1-242 の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである（乙 A 366）。

記

(イ) 請求権問題

■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■ 南鮮に関して解決すべきであるが、その場合に南北両鮮のいずれに帰属する債権が不明のものもあることが予想される。また、lump sum 方式を探る場合に南北に分ける比率の基準が難しい。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 通し番号 1-251 の文書の一部開示部分には、韓国の地位と財産及び請求権問題について、要旨下記の記載部分がある（乙 A 82 [一

3-以下])。

記

(イ) 財産及び請求権問題は賠償と異なり、本来地域的性格のものであるとの立場から処理を行う。なお、平和条約4条(a)によれば、財産及び請求権の処理は、現に2条に掲げる地域の施政を行っている当局との間の特別取極の主題とせられているところ、大韓民国政府は南鮮地域に関しては、かかる当局に該当するが、北鮮地域に関しても現に施政を行っているとは解し得ない。したがって、平和条約4条からみても韓国が処理し得る財産請求権の対象は南鮮部分に限るべきである。

b 通し番号1-47の文書の一部開示部分には、それぞれ韓国の地位と財産及び請求権問題に関する日韓両国の見解等が具体的に記録されており(乙A102[-4-以下])、通し番号1-243の文書の一部開示部分にも、上記の点に関する日本政府の具体的見解(韓国の地位を踏まえ、韓国が処理し得る請求権問題の対象範囲や日本が請求権問題に関して特別取決めをすべき相手方等を具体的に検討したもの)が記録されている(乙A367)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-242の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和35年当時、外務省において検討された請求権問題については韓国の地位との関係で南鮮に関して解決すべきであることに関する具体的見解であると推認することができる。

これに対し、被告は、当該情報が財産・請求権問題についての我が国の方針・方針の形成過程を詳らかにし、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させるものである旨主張する。しかし、当該情報は、本件全証拠によつても、前記アで説示した本件各文書の一部開示部分と異なるものであり、かつ、当該情報が請求権問題に関する現在の日本の検討

内容等を事前に把握し又は推測する材料を含むものであると推認するに足りる的確な証拠はないといわざるを得ないから、被告の上記主張を採用することはできない。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-242の文書の不開示部分に記録されている情報は、仮に上記情報に関する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-242の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-242の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-242の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-243

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-243の文書(文書1841)は、外務省条約局法規課が作成した次の内部文書等によって構成されており、韓国の法的地位問題、財産・請求権問題及び在日韓国人の国籍問題に関する日本政府の見解並びに対処方針が記録されている。

(1) 昭和35年12月1日付け「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点(討議用資料)」と題する文書

(2) 昭和37年3月10日付け「韓国の地位に関する補足説明」と題する文書

2 通し番号1-243の文書のうち、不開示部分は、次の部分であり、上記1(1)の文書の「2 財産及び請求権問題」の項目中にあり、韓国の対日請求権の複数の項目に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案及び北朝鮮との請求権問題について検討した提案が記録されている。

① 15ページ(-15-) 3行目から8行目までの約6行分

② 15ページ(-15-) 9行目の1か所

③ 15ページ(-15-) 16行目から末行まで及び16ページ(-15-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)

(乙A367)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-243の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が明らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の

内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙 A 3 6 7）によれば、通し番号 1-243 の文書の不開示部分は、前提事実（各論）1(1) の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

(参考)

請求権処理のフォーミュラとしては日本政府の債務中 ■■■不開示部分 ■■■船舶及び文化財については法律論を回避して贈与の形式を取り、■■■不開示部分 ■■■財産及び請求権については（1）大韓民国の施政下にあるものにつき（実質的に）相互放棄する方式（軍令第 33 号の関係もあり、表現方法には若干問題があるべし）

と（2）国連による朝鮮の統一が達せられたときにこのような統一された朝鮮との間の特別取極の主題とする方式が考えられる。

■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-243の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国との間の請求権問題の解決に向けて外務省が検討した請求権処理の様式に関する具体的提案又は具体的見解並びに北朝鮮との請求権問題につき検討した提案等であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-243の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された韓国又は北朝鮮との関係での請求権問題の解決に向けての具体的方策又は見解等であるから、本件全証拠によっても、これが韓国側に示されたこと又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-243の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

（2）裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記（1）で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-243の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開

示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-243の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-243の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-244の文書(文書1847)は、次の内部文書によって構成されており、将来的に締結され得る日韓間の基本条約について条約局とアジア局との間で協議した内容及び基本条約の内容に関する日本政府の方針が記録されている。

- (1) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年4月11日付け「基本関係問題(日韓会談)」と題する文書
- (2) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年4月15日付け「日韓会談基本関係問題」と題する文書
- (3) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年4月20日付け「日韓会談基本関係問題」と題する文書
- (4) 外務省条約局法規課が作成した昭和39年4月14日付け「日韓基本関係問題の処理方針(案)」と題する文書

2 通し番号1-244の文書のうち不開示部分は、上記1(3)の文書中にあり、32ページ(-32-)8行目から33ページ(-33-)2行目までであり、「日韓会談基本関係問題」と題する文書にあり、韓国と締結する条約の効力が北朝鮮にも及ぶかについて協議した内容及びこれについての日本政府の具体的な処理方針が記録されている。

(乙A368)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-244の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施

策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国と北朝鮮が別個の国家として国際社会において承認されている現在において、日韓間の条約が北朝鮮に及ぶかどうかの協議内容は、今日の日朝国交正常化交渉とは無関係であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-244の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである（乙A368）。

記

4月17日本件について条約局作成の「日本国と大韓民国との共同宣言（案）」を中心に第3回省内打合せ会議を行ったが、その要約は次のとおり。

（中略）

4. 第三項に関して条約局長より「北の部分には及んでいない」というのは三角地帯の問題を念頭に置き、又は「南の部分に限る」とするより広い意味を有すると解しているとの説明があった。■

■■不開示部分■■■また条約局長より第三項の書き方は大韓民国が限定政府だということがはっきりでないようにするためにもある旨説明があったが、中川大使より、この書き方でもやはり限定的な感じが出るのではないかと疑問が出された。

(以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-251の文書の一部開示部分には、日韓交渉における日本政府の立場について、要旨下記のとおり記録されている(乙A82[-3-以下])。

記

1 韓国の地位(南北鮮の関係)

(イ) 条約の相手国としての韓国政府の地位は1948年国連決議195(III)の内容に従い、朝鮮半島に成立している唯一の合法政府であるが、その実効的支配と管轄は南鮮の部分にのみ及んでいるものと観念する。(国連決議は、合法政府lawful governmentなる表現を用い、正統政府なる表現を使用していない。したがって、「合法政府」又は「1948年の国連決議により認められた正統政府」なる表現を用いて説明することとする。)

同決議の解釈には韓国政府の管轄権を法的にも実効的にも南鮮に限ったとする解釈と実効的管轄権は南鮮に限られるが実効を伴わない抽象的な法的管轄権は観念的には全鮮に及ぶとの解釈があり得るが、日本政府としては後者の解釈を取る(ただし、対韓国及び国会等における説明としては、法的管轄権の範囲の問題は単

にアカデミックな問題であるとの理由で、できる限りこれに触れることを避け、国連決議の字句を繰り返すに止めることが賢明である。

上記の解釈をとる場合、ベトナムの地位との比較が問題となる。（中略）国会においてかかる質問が提起されたときは、韓国は国連決議の趣旨から見ても、またその成立の経緯（注）からみてもベトナムとの場合とは自ら異なる性格を有するが、特に本条約が扱わんとしている請求権等の問題は地域的つながりを無視しては解決し得ない問題であるので条約の諸規定はベトナムの場合と異なり現に韓国の実効的支配が及んでいる範囲についての処理を目的とすることとなる旨説明することとする。

（以下略）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-244の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国と締結する条約の効力が北朝鮮にも及ぶかについて協議した内容及びこれについての日本政府の具体的な処理方針であると推認することができる。

これに対し、被告は、当該情報が財産・請求権問題についての我が国の方針の形成過程を詳らかにし、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させるものである旨主張する。しかし、当該情報は、本件全証拠によっても、前記ア(イ)で説示した本件各文書の一部開示部分にある見解と全く異なるものであり、かつ、当該情報が請求権問題に関する現在の日本の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料を含むものであると推認するに足りる的確な証拠はないといわざるを得ないから、被告の上記主張を採用することはできない。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-244の文書の不開示部分に記録されている情報は、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協

議の対象となり得るものであったとしても、前提事実（総論）のとおり、日朝平壤宣言では、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民の全ての財産及び財産権を相互に放棄するとの基本原則に従い、日朝国交正常化交渉において具体的に協議することとされていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-244の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-244の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-244の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号1-245の文書（文書1851）は、次の内部文書等によって構成されており、日韓間の基本関係に関する合意文書について日韓両国の提案内容が記録されている。
 - (1) 外務省が作成した昭和39年12月10日付け「日韓基本関係に関する合意要綱案」と題する文書
 - (2) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和39年12月10日付け「基本関係に関する韓国側立場要綱（案）」と題する文書
- 2 通し番号1-245の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、20ページ（-20-）下側の余白の一番左の部分1か所であり、上記1(2)の文書にあり、日韓間の基本関係に関する合意文書の作成において問題となった日韓両国を連結する海底電線の帰属及び処理について日本政府の具体的な見解が記録されている。

(乙A78)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-245の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が明らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓両国を連結する海底電線に関する見解は、日朝国交正常化交渉とは無関係であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

○ 第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A78, A369)によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-245の文書の不開示部分は、前提事実(各論)1(2)の文書中にあり、「(6)両国領土を連結する海底電線の均等分轄」との記載部分に関して手書きされた部分である。

(イ) 証拠(乙A369)によれば、上記の「海底電線」は、日韓間の海底に敷設された海底ケーブルである(敷設場所の図面として、例えば、乙A369[-3-及び-4-]参照)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-245の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓間の基本関係に関する合意文書の作成において問題となった日韓両国を連結する海底電線の帰属及び処理について日本政府の具体的な見解であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-245の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓両国を連結する海底電線に関するものであるから、これが現在においても日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得ることには疑問もあるし、仮にこの点をおくとしても、当該文書の作成後における

時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が北朝鮮との間で協議の対象となり得る請求権問題に関する現在の日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとも考え難いから、結局、当該情報は、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-245の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-245の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-245の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-246

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-246の文書(文書1857)は、外務省が作成した次の内部文書等によって構成されており、日韓間の海底電線の帰属及び処理に関する日本政府の対処方針及び日韓間での協議の概要が記録されている。

- (1) 「日本国との平和条約第二十一条および第四条cに基づく、日本国と大韓民国とを結ぶ海底電線の二等分に関する取極(案)」と題する文書
(2) 昭和40年11月24日付け「日韓ケーブル使用料に関する諸問題について」と各題する文書

2 通し番号1-246の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、5ページ(-5-)「在外資産調査(注:かっこ内は判読不能)」と題する一覧表の「所属」欄に記載された法人名及び「資産価額」欄に記載された数字であり、日本の在韓国財産の一部をなす海底ケーブルについて日本政府部内で検討、試算した具体的な金額等が記録されている。

(乙A369)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-246の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓両国を連結する海底電線に関する見解は、日朝国交正常化交渉とは無関係であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40 年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙 A 3 6 9）により認められる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号 1-246 の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓間の海底に敷設された海底ケーブル（敷設場所の図面として、例えば、乙 A 3 6 9 [-3- 及び -4-] 参照）に関して日本側が作成した「在外資産調査」と題する一覧表中の「所属」欄の法人名及び「資産額」欄の具体的金額等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号 1-246 の文書の不開示部分に記録された情報は、日韓両国を連結する海底電線に関するものであるから、これが現在においても日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであるとは考え難いし、仮にこの点をおくとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が北朝鮮との間で協議の対象となり得る請求権問題に関する現在の日本政府の検討内容等を事前に

把握し又は推測する新たな材料となり得るものとも考え難いから、結局、当該情報は、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

ウ 以上によれば、通し番号1-246の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

○ (2) 小括

したがって、通し番号1-246の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-246の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-247

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-247の文書(文書1861)は、次の内部文書等によって構成されている。

- (1) 外務省アジア局第二課が作成した「条約局長に対する依頼事項」
- (2) 外務省経済局経済課が作成した昭和25年9月25日付け「日本の在外財産」と題する文書

○ 2 通し番号1-247の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 6ページ(-6-)5か所及び7ページ(-7-)4か所(以下「不開示部分①」という。)

これは、日本の在外財産の総額及び地域別の総額の比率について日本政府部内で検討、試算した具体的な金額が記録されている。

- ② 8ページ(-8-)の「昭和23年12月10日調 在外財産調査会」と題する一覧表の表題部分を除いた部分及び9ページ(-9-)「在外財産推定一覧表(個人資産及び陸海軍財産を除く)」と題する一覧表の「民有企業所有」(「不動産」、「動産」、「その他」及び「合計」)欄に記載された具体的な数字(以下「不開示部分②」という。)

これは、日本の在外資産の国有・私有別、地域別及び品目別の総額及び比率について日本政府部内で検討、試算した具体的な金額が記録されている。

(乙A370)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-247の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が

継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

○ 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

○ 第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-247の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A370）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、前提事実（各論）1(2)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

日本の在外資産については、昭和20年11月8日付け大蔵省令

第95号により在外資産の所有者から報告を求めた。これに基づく報告は必ずしも正確と認められなかつたので、外務省及び大蔵省共同で昭和21年4月から昭和24年3月まで在外財産調査会を設けて在外財産の額を調査した。この調査の報告は司令部に提出されたが、公表は許されていない。

この調査は、個人財産及び陸海軍財産を対象外として、民間企業及び国有財産の額を計算した。民間企業は全部について完全な調査ができなかつたので、地域別にできるだけ多数の企業に付き計算してその結果に基づいて全体の財産額を推定した。表示価格は昭和20年8月15日現在の円価すなわち1ドルを15円と計算したものによつている。

この調査によれば、日本の在外財産の総額は、■■■不開示部分①-1■■■で、その内訳は、

民間企業所有 ■■■不開示部分①-1■■■

国有財産 ■■■不開示部分①-1■■■

となっている。

また、地域別総計額の比率は、次のとおりである。

朝鮮 ■■■不開示部分①-2■■■%

台湾 ■■■不開示部分①-2■■■%

満州 ■■■不開示部分①-2■■■%

北支 ■■■不開示部分①-2■■■%

中南支 ■■■不開示部分①-2■■■%

その他 ■■■不開示部分①-2■■■%

(樺太、南洋諸島、南方地域、欧州、米大陸等)

b 不開示部分②

不開示部分②は、前提事実（各論）1(2)の文書に添付された「在

外財産推定一覧表（個人資産及び陸海軍財産を除く）昭和23年12月10日調「在外財産調査会」と題する一覧表にあり、(ア)「民有企業所有試算額」欄の①「被調査会社の試算額」欄中の「不動産」、「動産」、「その他」、「合計」、「全推定額に対する調査額の比率」、②「推定額」欄の「当該地通貨表示（単位百万）」、「昭和20-8-15円価格表示（1弗=15円）（単位百万）」、③「地域別比率」、(イ)「国有財産（単位百万）」欄、(ウ)「総計（単位百万）」欄、(エ)「地域別比率」欄の各具体的数値の部分である。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-69の文書の一部開示部分には、下記の記載がある（乙A108[-238-]）。

記

1955年7月、アジア第1課「日本の在外財産状況」では、在朝鮮日本財産の推定額を1945年価格で国有財産192億6500万円、法人財産521億0825万4000円（在外財産調査会資料）、個人財産192億0474万円（昭和20年大蔵省令95号「在外財産等の報告に関する大蔵省令」に基づく報告の集計）、計905億7799万4000円としている。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-247の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

a 不開示部分①-1

日本の在外資産の総額とその内訳

b 不開示部分①-2

日本の在外財産についての上記アで認定した各地域別の総額の具体

的比率

(イ) 不開示部分②

日本の在外資産の国有・私有別、地域別及び品目別の総額及び比率について日本政府部内で検討、試算した具体的な金額（「朝鮮」地域に係る①「民間企業所有試算額」欄の「推定額」・「昭和20-8-15円価格表示（1弗=15円）（単位百万）」；②「国有財産」、③「総計」の金額は上記（ア）aのとおりである。）

ウ そうであるとすれば、通し番号1-247の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①-1に記録されている情報については、上記ア(イ)で認定したとおり、日本の在外資産のうち在朝鮮財産の総額及び内訳が本件各文書の一部開示により既に公にされており、日本の在朝鮮財産の総額及び内訳を公にしないため、これを含む日本の在外資産の総額及びその内訳を秘匿すべき事情は失われているから、上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

他方、不開示部分①-2に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題の検討の前提となる在朝鮮日本財産の金額の試算方

法に係る基礎的推計値であるから、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報のうち、朝鮮以外の地域に係るものについては、日本政府部内で在外日本財産について試算された具体的金額等ではあるが、韓国又は北朝鮮との交渉に直接関わるものでないことが明らかであり、また、「朝鮮」地域に係る①「民間企業所有試算額」欄の「推定額」・「昭和20-8-15円価格表示（1弗=15円）（単位百万）」、②「国有財産」、③「総計」の各金額については、上記(ア)のとおり、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいはず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

他方、その余のもの（朝鮮に係るもの及び全地域の総計欄に係るもの）は、日本政府部内で検討された請求権問題の検討の前提となる在朝鮮日本財産の金額の試算方法に係る基礎的推計値であるから、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示

されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

○ エ したがって、通し番号1-247の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるものについては、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

○ これに対し、後記2(1)に掲げるものについては、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-247の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるものについては、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はそ

の濫用を基礎付ける具体的的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-247の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に係るもののみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-247の文書の不開示部分に記録されている情報であつて次の(1)に掲げたものに係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げたものに係る部分)は、適法である。

- (1) a 不開示部分①-1 (6ページ(-6-)のうち最初の3箇所)
 - b 不開示部分②のうち「地域」欄の「朝鮮」及び「総計」に係る各具体的数値を除いた部分並びに「朝鮮」地域に係る①「民有企業所有試算額」欄の「推定額」・「昭和20-8-15円価格表示(1弗=15円)(単位百万)」、②「国有財産」、③「総計」の各金額部分
- (2) a 不開示部分①-2 (不開示部分①のうち上記(1) a で掲げたもの以外の部分)
 - b 不開示部分②のうち、上記(1) b で掲げたもの以外の部分